

令和7年2月3日

市政記者クラブ様

南区区政部市民課
担当：佐竹（823-9330）

住民票の写しの誤交付及び紛失について

南区市民課において、住民票の写しの誤交付及び紛失がありましたので、報告いたします。

1 発生年月日

令和7年1月29日（水）

2 概要

- ・令和7年1月29日（水）、Aさんから住民票の写し2通の交付申請がありましたが、番号札の確認を失念し、また、お名前をお伺いした際、明瞭に聞き取れなかったにもかかわらず、再確認を怠り、別人のBさんに対してAさんの住民票の写しを交付してしまいました。
- ・その後、Bさんは申請したものと異なるものが交付されたことに気がつかれ、交付窓口にお越しくくださったため、交付担当職員は謝罪のうえAさんの住民票の写しを1通回収しました。
- ・また、Aさんに住民票の写しを交付しようとしたところ、1通足りないことを指摘され、Aさんにはもう1通住民票の写しを交付しましたが、Bさんに架電し確認したところ、他の1通はお持ちではないとのご回答がありました。
- ・他の1通の住民票の写しについて、事務室内及び書庫等を検索しましたが、現在のところ発見に至っておりません。

3 漏えいした個人情報

Aさんの住所、氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格

4 対応

Aさんに状況を説明するとともに謝罪しました。

5 主な原因

- ・呼出し用の番号札と申請者がお持ちの番号札との照合が漏れていた。
- ・確認のためにお名前をお伺いする際、明瞭に聞き取れなかったにもかかわらず、再確認を怠った。

6 再発防止策

- ・呼出し用の番号札と申請者がお持ちの番号札との照合を漏れなく行います。
- ・確認のためお名前を名乗っていただく際には、確実に聞き取り、申請書と照合することを徹底します。
- ・個人情報の取扱いに関する注意喚起を継続的に行い再発防止に努めます。